

は、全国で五、八〇〇にまで減少した。

ロシアにおける殺人事件数は、三年間に四〇パーセント増加して、一九九三年には二五、〇〇〇件に達した。

ロシア国内で流通しているカネの少なくとも四〇パーセントは、不法活動から得られたものであり、また、国内にある外国自動車の八〇パーセントは、ヨーロッパで盗まれたものである。

内務省の一九九四年報告書によれば、一九九三年には三五万五、五〇〇件の犯罪が組織犯罪集団によって犯されている。これは、前年に比べて二六パーセントの増加を意味する。

今日では、マフィア型の集団が約四万の企業（そのうち、二、〇〇〇は国営であつた）、四、〇〇〇の株式会社、九、〇〇〇の協同組合、四〇〇の銀行、七〇〇を超える市場を統御している、と言われている。

ア 企業を食いものにするマフィア

すでに一九八〇年代の終りごろから九〇年代の初めにかけて、ロシアでは、よく組織された犯罪集団が、しだいに企業を牛耳ることを始めていた。

当初のころ、多くの企業人は、好意的にマフィアを受け容れた。なぜなら、マフィアは、まず、新しい有望な事業であるように見えるものを提案して来て、その上、警察がやろうともせず、またやることもできない保護、つまり、他の犯罪集団からの保護を提供した。

判例特報 1



宅地の固定資産税の評価額が客観的時価を超えるとして、登録価格を減額した固定資産評価審査委員会の決定の一部が更に取り消された事例

一 地方税法（以下「法」という。）によれば、宅地に課する固定資産税は当該宅地の賦課期日における価格に税率を乗じて算出されるが、賦課期日とは三年毎の評価見直し年度の「適正な時価」とされている（法三五九条、三四一条、三四九条）。

市町村長（東京都においては、都知事）は、自治大臣の告示による評価基準により各宅地の価格を評価決定し、その価格を土地課税台帳に登録する。この登録価格に対しては、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることが認められ、さらにつきの審査決定に対してのみ取消訴訟を提起することができるものとされている。価格に対する争いについては、課税処分に対する不服と

は別に右の不服申立てのみが許容され
訴訟の対象も原処分である価格登録ではなく審査決定とされている（法三四一条、三四九条、四〇三条、四一〇条、四一一条、

四三二条)。二 ところで、いわゆるバブル経済の崩壊後も土地価格はバブル期前の水準まで低下していなかつたため、公示価格と評価価格との間に大きな差異が生じていた。そこで、平成六年度の固定資産評価の宅地の評価替えに際しては、自治省から平成五年一月一日までの時点修正を考慮すべき旨の通知(以下「時点修正通知」という。)及び地価公示価格の七割を目処とすべき旨の通達(取扱通達の変更、以下「七割評価通達」という。)が発せられ、各市町村では、これに従つた評価替え作業が行われた。しかし、平成五年までの評価水準が公示価格の二、三割という低水準にあつたことに加え、いわゆるバブル経済の崩壊後の地価の下落傾向は平成五年以降も続いたため、七割評価によつた評価価格は從前の評価額の数倍となり、地価の下落に係わらず税額は増加するという事態を生じ、バブル期の激

東京地裁 8.9.11 判決 (1審)

しい価格高騰とその後の急激な価格下落を経験した都市中心部では、七割評価によつても価格下落分を吸収することができない事態、いわゆる時価との逆転という事態の発生が危惧されていた。

本件は、東京都心部の土地について、審査決定に係る価格が時価を上回ったとされ、決定の一部が取り消された事例であり、価格算定の過誤を理由に審査決定が取り消されたという点で、特記すべき事例である。さらに、本判決は、事例的意義に止まらず、評価価格の違法の判断枠組み、主

しい価格高騰とその後の急激な価格下落を経験した都市中心部では、七割評価によつても価格下落分を吸収することができない事態、いわゆる時価との逆転という事態の発生が危惧されていた。

三 本判決は、まず、法が価格を「適正な時価」とする以上、その意味は正常な条件の下で形成されるべき取引価格、すなわち客観的交換価値であるし、概念的には地価公示法における正常価格と軌を一にするものであつて、固定資産税の場合に特有の概念ではないとする。もつとも、この趣旨

は、市場経済の時代を迎えるや、多額の賄賂を取つて許認可を与えたり、また、一つでも外国语を知つてゐる官僚は、国内の企業が外国の企業と提携することのあつせんをしたりした。

統計によれば、何千という公務員が、安い値段で商店を開設したり、土地建物を購入することを欲している事業主に許認可を与えるために、賄賂を受け取つてゐる。

汚職の罪で逮捕される者は、一九九二年以来、一年に三〇パーセントの割合でうなぎ昇りに増加している。一九九四年には、一月から九ヵ月間で、被逮捕者の数は、七

○パーセントが、組織犯罪や汚職公務員によつて文字どおり、カネをまき上げられてゐる。その金額は、しばしば企業の粗収益（税金を引かれる前の総収入）の半分を超えるとも言われている。

こんなにも多額のカネを要求されると、企業としては、なにかの手を打たざるをえない。そこで、企業は、もつと少ないカネで他の組織犯罪団から守つてくれる「良いマフィア」を探し出して、自己の存続を図ることになる。

この用心棒代は、ロシアでは「クリーシャ」(kranya)と呼ばれている。「クリー

こうして始めた事業がうまく軌道に乗ったときは、事業主は、その収益の「非常に大きな部分」をマフィアへの借りを返すために支払わなければならない。

ここでは、西ヨーロッパまたは米国とロシアとの間では、組織犯罪集団の活動に重要な違いのあることが、注目される。その違いとは、西ヨーロッパや米国では、組織犯罪集団は、売春、賭博、麻薬取引等の犯罪活動を資金源としているのであるが、ロシアでは、彼らは、あらゆる種類の活動にまで手を広げていることである。

こうして始めた事業がうまく軌道に乗つたときは、事業主は、その収益の「非常に大きな部分」をマフィアへの借りを返すために手を広げなければならない。

ここでは、西ヨーロッパまたは米国とロシアとの間では、組織犯罪集団の活動に重要な違いのあることが、注目される。その違いとは、西ヨーロッパや米国では、組織犯罪集団は、売春、賭博、麻薬取引等の犯罪活動を資金源としているのであるが、ロシアでは、彼らは、あらゆる種類の活動にまで手を広げていることである。

万人を超えている。競売にかけて売却される不動産の少なくとも七〇パーセントは、その不動産が公式に売りに出される前にすでに購入者（競落人）が決まっている。こうした事態が生まれるのは、マフィアの親分がこの種の取引に重要な役割を演じているからである。

一九九四年初め、雑誌「イズヴ・エスチア」は、社会政策及び経済政策研究センターが発表した「ロシアにおける組織犯罪」と題する報告書の要約を掲載している。そこでは、組織犯罪の増加がロシアの政治的・経済的発達を危険に陥れることが、特に指摘されている。というのは、全国の都市や地域の中心地で企業、商店、カフェー、食堂の経営者がマフィアにカネ（用心棒代・口きき料）を渡しているからである。両面の輸入業者も、同様に、マフィアにカネを渡している。

「シャ」とは、「屋根」を意味する。多くの事業主は、「屋根」なしでは業務を遂行することができない、と言っている。

外国の企業も、業務を遂行することができるためにはマフィアにカネを払うことを承知している。

マフィアは、警察、銀行、税務署、車両検査事務所など、至る所に内通者をもつてゐる。価値のある商品を運ぶトラックがマフィアに襲撃され、商品を掠奪される事例が、しばしば起きていて。これらの場合は、警察や車両検査事務所にいる内通者が情報を探しておる。恐らく、これらの内通者は、マフィアの口利きで就職した者か、マフィアに買収された者であろう。

多くの都市では、開業しようとする事業主は、マフィアの幹部のお許しを得なければならぬ。地方の官庁は、マフィアの了承があつて後、初めて開業に必要な許可を

観的時価を示すものであるならば、七割とする理由はない筈である。そうすると、公示価格が正常価格としての客観的時価を反映していないというのであれば格別、公示価格が客観的時価を志向するものであるとするなら、七割評価は、本判決が指摘するよう、評価誤差によるアローワンスとして予め減額されたものと説明されることになろう。

次に、本判決は、法の文言に従い、適正時価の評価時点を賦課期日（本件では平成六年一月一日）であるとする。この点について、被告は、評定準備及び評価事務に相

当の期間を要することを理由に、右相当期間を遡った日が評価基準日であるとする。しかし、相当期間について定める規定はないから事務処理期間といった不確定な期間をもつて価格評価時点を遡らせるることは不当であろう。現実の手続としても、評定可能な最終時点（例えば、平成五年一月）に

において、それまでの地価動向から推定した一定割合を賦課期日までの見込み減額率として補正をすることは可能であろうし、全国一律に公示価格の七割を目処とするよりは、公示価格との開差あるいは地価下落率の地域的差異を考慮した区分により市町村によっては七割以上の減価率を決めることが可能であったであろう。また、七割評価、平成五年一月までの時点修正に加えて、右時点から過去一年間の地価下落率を賦課期日までの予想修正値として乗じることも可能だった筈である。そして地価上昇期においてこのような補正をしなかつた

判例時報 578号

ち右認定額を超える部分を取り消しているが、本判決が指摘するとおり、常に一部取消しが可能というわけではない。
すなわち、違法事由が評価基準等の個別数値の適用又は標準宅地の評定価格の過誤であるときは、それらについて認定された

ち右認定額を超える部分を取り消しているが、本判決が指摘するとおり、常に一部取消しが可能というわけではない。
すなわち、違法事由が評価基準等の個別数値の適用又は標準宅地の評定価格の過誤であるときは、それらについて認定された数額を代入することによって、評価基準等による適正時価を算定することができる。そして、この場合には、決定の全部を取り消して評価審査委員会に評定の再施を命ぜることは、迂遠であるばかりでなく、再度の決定あるまで裁判所の認定額に不服のある原告の不服の機会を遷延させることになり、反復される固定資産税評価に対する不服としては機能的でないということになる。しかし、標準宅地の評定方法そのものに過誤があり、その再施を要する場合や評価基準等に規定された評価の方法、手続等、裁判において是正することができない違法事由が認められるときは、全部の取消しを命じ、評価基準等の定める方法、手続等による評価の再施を命ずるほかない。(「訴額算定における書記官事務の研究」裁判所書記官実務研究一三〇は、これを原則とする。)。

訴状に記載される請求の趣旨は、単純に評価審査委員会の決定の取消しを求めるものが多かったようであるが、最近は、原告の主張する価格を超える部分の取消しを求めるものが増えているようである。もととも、この場合でも、評価の方法、手続等の違法が認められた場合の判決主文については、全部取消しか請求の範囲での一部取消

としても、地価下落期においてこの配慮を要しない理由はないということにならう。

なお、本件のみならず、固定資産税の価格評価の紛争においては、七割通達、時点修正通知 자체の違法が論じられることがある。しかし、評価基準は客観的時価の評定方法として市町村長を拘束し、これに反する評価は公平の原則に反することになると、いう意味で、裁判所の違法判断の要素となるが、通達そのものは裁判規範となる訳ではない。したがつて、評価基準の正当な解釈である通達等も評価基準として市町村長を拘束するに止まるのであるから、司法判断においては、通達等に従つて算出された登録価格が評価基準に合致するか否かという判断過程において通達の内容の合理性が審査されるにすぎず、通達等の違法を直接判断する必要はないということになる。本判決も、通達等が違法であるかどうかといふ争点設定をしていない。

四 以上の前提に立つて、本判決は、まず、① 具体的な評価が評価基準等に適合しているか、② 評価基準等は一般的の合理性を有するか、③ 標準宅地の価格はその適正時価であるかどうかを判断すべきであるとする。比喩的にいえば、評価基準等という方程式に変数である標準宅地価格を代入して、適正時価が算出されるとすれば、① 当該価格の算定は方程式に従っているか、② 方程式は適正時価の算式として一般的の合理性を有するか、③ 変数に代入すべき数値は正しいかということになる。

①に掲げられている事項は、算定の方式

が評価基準等に合致しているという事実であり、これは、第一判平2・1・18民集四四・一・二五三、本誌一三五七・五〇が公平の原則の判断基準として掲げるものと一致する。すなわち、①の要件を充足しない評価は、例え客観的時価を下回るとしても、公平の原則に違反するという点で違法となり、評価基準によれば登録価格より高額になるとの事情がない限り、納税者は評価基準に従つた評価の再施を求めることができることになる。なお、公平の原則の適用に当たつては、評価基準のみならず、評価基準が市町村長の裁量的評価に委ねた補正の細目も基準化されている場合（通常は評価要領が作成されている。）には、これへの適合性も判断要素となる。また、③の数値が客観的時価を超える場合には、その点的是正を求めることができることにならう。

なお、抽象的基準としての評価基準等は、大数的な評価方法として一般的妥当性が認められるから、宅地の評価について評価基準等の合理性が訴訟の争点となることは少ないであろう。また、評価は様々な評価要因の調整過程の結果であるから、評価過程の個別的原因について具体的な妥当性が欠ける点があるとしても、この点の故に価格が違法となるのは、結果としての評価額が客観的時価を超える場合ということになる。そこで、本判決は、個別要因の合理性を争う主張は、次の客観的時価立証に吸収されるとする。

そして、①ないし③が認められるときは、当該評価価格は適正時価であると一般

的に推認されることになる。しかし、この場合でも、当該価格が客観的時価を超えるときは、法のいう適正時価ではないことになるから、当該価格が客観的時価を超えることを推認させる事実が立証されれば、右推認は覆ることになる。

五 本件では、評価基準等への適合性、評価基準等の合理性は認められたが、方程式の変数に代入すべき数値、すなわち標準宅地の価格が平成四年七月一日の評定価格を平成五年一月一日に時点修正し、七割を乗じたものをもつてしても、平成六年一月一日までの公示地価の下落率に照らすと、右時点における適正時価とは認められないとされた。ところが、訴訟に現れた証拠では、標準宅地の適正時価を算定する資料として不足であったことから、本件判決は、被告主張額に更に平成六年一月一日までの時点修正を施した価格をもつて、標準宅地の賦課期日における適正時価と推認し、評価基準等の適用を再施し、本件各土地の適正時価を認定している。

なお、客観的時価が判決認定額より低額であると判断したり、あるいは七割通達の目的で評価誤差のアローワンスとせず、公示価格の実体に照らして、公示価格方式による評価の七割が適正時価である（賦課期日までの時点修正価格に更に七割を乗ずべし）との立場に立つ市町村長が、判決認容額よりも低額の評価を再施することは、自序取消しとして、判決の拘束力に反するものではないといえそうである。

しとすべきかについては議論があろう。続違法を理由とする全部取消しは手続の施を命ずるものであつて、固定資産価格ゼロであるとする実体的意味での全部取消しを認めるものではない。また、客観的時の認定をせずに手続違法として決定の全部取消しをする場合に請求の範囲内で一部取消しをすることは手続の再施を命じた消しをするとともに評価再施による価が判決認容額を超えても判決認容額に拘されるとすることは手続の再施を命じた決の趣旨を超過するものであり、他方、定額に拘束力がないとすると、主文に掲ぐる意味が問われることになろう。原告一部取消しを求めた趣旨は、手続違法がい場合の実体審理における請求の範囲をしたものであると解し、手続違法が争点となる場合には、手続の再施を求める意味の全部取消しの趣旨を含むものと解することができようか（実務的には、手続違法争点となるときは、原告の請求の趣旨を確にしておくことが望ましいといえよう。

七 ところで、現在の裁判所の取扱いは、訴訟費用の算定における訴額は、取しを求める登録価格による固定資産税及都市計画税の税額と原告の主張する価額（通常は前年度の価額）によつた場合の定資産税及び都市計画税の税額との差を準とするのが大勢のようである。

そうすると、裁判所が実体判断に立ちり、登録価格より低い適正時価を認定しとしても、課税標準及び税額の特例に

り、その差が固定資産税及び都市計画税の相違をもたらさない場合には、再評価による利益がないとして、訴え却下すべきでないかが問題となる。本判の事案でも、認容額は少ないので、この問題となるものと思われるが、本判は、この点になんら触れていない。そもそも、訴えの利益が職権調査事項であるからすれば、本判決は、この論点についても、訴えの立場（訴えの利益は消滅しない）を採つたものと想像される。

固定資産の評価に対する不服が賦課処に対する不服とは別個の独立の不服方法され、賦課処分の違法事由として価格の法を主張することができないとされること（法四三四条二項）からすると、価格を争う利益と税額の争いとは切り離されると解されるし、実体審理の結果、実審理を受ける利益がないことが判明したとして却下することが訴訟経済に叶うものではなく、法が固定資産の価格のみを争うことと特別に許容していることからすると固定資産の価格を争う利益は法が納税者に対して一般的に認めているものであり、だ、訴訟物の価格の算定においては、訴による通常の経済的利益をもつて基準としているにすぎない（原告において、税額の経済的利益はなくとも、抽象的に正し評価を求める利益であるというのであれば算定不能として扱うほかあるまい。）とされるのではないか。

の結論を決定したため、評価審査委員会の決定が定期間（三〇日、法四三三条一項）にさす、みなし却下決定（法同条八項）に対する不服として訴えが提起されたものであったようである。この場合の「みなし却下決定は却下の当否（不服申立要件の無）について訴えの途を設けたものではなく、いわゆる「みなし棄却」（例えば、護士法一六条二項、地方自治法二五七条項等）と同様に実体的拒絶処分を擬制して、登録価格の當否に関する訴えの方途で認められたものと解される。ところで、「みなし却下」決定に対する訴えの提起後に、査請求を棄却する決定がされた場合の処については、「みなし却下」が取消訴訟可能ならしめるために処分の存在を擬制したものであり、現存する処分は一つであることに注目して、当然に訴えの対象は現の処分となる（請求の趣旨の訂正で対応する）との見解、法的には「みなし却下」定と現実の棄却決定とは別個であり、請求の追加的併合（行政事件訴訟法一九条項）を経た上で旧訴を取り下げるべしと見解、あるいは、訴えの変更（同二項民訴法二三二条）によるべしとの見解が定される。本件では、訴えの追加的変更び旧訴の取下げがされたようである。現の実務例は訴えの変更によるものが多数のように見受けられる。

當価目 の在及想、の一求決す実るしを置審なをし三弁な有「つすれ法

が評価基準等に合致しているという事実であります。すなわち、①の要件を充足しない評価は、例え客観的時価を下回るとしても、公平の原則に違反するという点で違法となります。なお、公平の原則の適用に当たっては、評価基準のみならず、評価基準に従つた評価の再施を求めることができることになる。なお、公平の原則の適用に当たっては、評価基準のみならず、評価基準が市町村長の裁量的評価に委ねた補正の細目も基準化されている場合（通常は評価要領が作成されている。）には、これへの適合性も判断要素となる。また、③の数値が客観的時価を超える場合には、その点の是正を求めることができることにならう。

なお、抽象的基準としての評価基準等は、大数的な評価方法として一般的妥当性が認められるから、宅地の評価について評価基準等の合理性が訴訟の争点となることは少ないであろう。また、評価は様々な評価要因の調整過程の結果であるから、評価過程の個別的原因について具体的な妥当性が欠ける点があるとしても、この点の故に価格が違法となるのは、結果としての評価額が客観的時価を超える場合ということになる。そこで、本判決は、個別要因の合理性を争う主張は、次の客観的時価立証に吸収されるとしている。

そして、①ないし③が認められるときは、当該評価価格は適正時価であると一般に固定資産の評価に対する不服が賦課処理に対する不服とは別個の独立の不服方法され、賦課処分の違法事由として価格の法を主張することができないとされていてこと（法四三四条二項）からすると、価格を争う利益と税額の争いとは切り離されると解されるし、実体審理の結果、実審理を受ける利益がないことが判明したとして却下することが訴訟経済に叶うものではなく、法が固定資産の価格のみを争うことを特別に許容していることからすると固定資産の価格を争う利益は法が納稅者に対して一般的に認めているものであり、だ、訴訟物の価格の算定においては、訴による通常の経済的利益をもつて基準と評価を求める利益であるというのであれば算定不能として扱うほかあるまい。）とされるのではないか。

八 平成六年度の評価替えについては、都市部で評価に対する不服が大量に申し

立
解
九 固定資産評価額決定の取消訴訟の
的は、税額の争いではなく、固定資産の
格の争いであり、本判決の論点整理は正
なものといえよう。
立
解
六 本判決は、本件決定に係る価格のう
てられたため、評価審査委員会の決定が
定期期間（三〇日、法四三三条一項）にさ
ず、みなし却下決定（法同条八項）に対
する不服として訴えが提起されたものもあ
たようである。この場合の「みなし却下」
決定は、却下の当否（不服申立て要件の
無）について訴えの途を設けたものでは
なく、いわゆる「みなし棄却」（例えば
護士法一六条二項、地方自治法二五七條
項等）と同様に、実体的拒絶処分を擬制
して、登録価格の当否に関する訴えの方途
については、「みなし却下」が取消訴訟
可能ならしめるために処分の存在を擬制
したものであり、現存する処分は一つであ
ることに注目して、当然に訴えの対象は現
の処分となる（請求の趣旨の訂正で対応
する）との見解、法的には「みなし却下」
決定と現実の棄却決定とは別個であり、請
の追加的併合（行政事件訴訟法一九条
項）を経た上で旧訴を取り下げるべしと
見解、あるいは、訴えの変更（同条二項
民訴法二二二条）によるべしとの見解が
定される。本件では、訴えの追加的変更
び旧訴の取下げがされたようである。現
の実務例は訴えの変更によるものが多数
のように見受けられる。
立
解
五 本件では、評価基準等への適合性、
評価基準等の合理性は認められたが、方程
式の変数に代入すべき数値、すなわち標準
宅地の価格が平成四年七月一日の評定価格
を平成五年一月一日に時点修正し、七割を
乗じたものをもつしても、平成六年一月
一日までの公示地価の下落率に照らすと、
右時点における適正時価とは認められない
とされた。ところが、訴訟に現れた証拠で
は、標準宅地の適正時価を算定する資料と
して不足であったことから、本件判決は、
被告主張額に更に平成六年一月一日までの
時点修正を施した価格をもつて、標準宅地
の賦課期日における適正時価と推認し、評
価基準等の適用を再施し、本件各土地の適
正時価を認定している。
立
解
なお、客観的時価が判決認定額より低額
であると判断したり、あるいは七割通達の
目的で評価誤差のアローワンスとせず、公
示価格の実体に照らして、公示価格方式に
よる評価の七割が適正時価である（賦課期
日までの時点修正価格に更に七割を乗ず
べし）との立場に立つ市町村長が、判決認
容額よりも低額の評価を再施することは、
自序取消しとして、判決の拘束力に反する
ものではないといえそうである。

當価目 の在及想、の一求決す実るしを置馨なをし三弁な有一つすれ法

しかし、原告の真の目的は、抽象的に正しい評価を求めるものではなく、端的に、バブル崩壊後の地価下落局面において税額が増加したことへの不満の解決を求めるものであり、七割評価に対する不満も、客観的な特徴によっても認められません。

（固定資産課税審査却下決定取消請求）
請求を棄却した事例、山林の評価が評価基準等に適合していないとして評価委員会の決定の全部を取り消した事例が言い渡されている。

▲參照條文▼ 地方稅法四三三條・四三四

第一 原告の請求
被告が、平成七年六月二日付けでした、原告が納付すべき東京都千代田区三崎町二一を被告の負担とし、その会員原告の負担とする。

て、被告に對して審査の申出をしたところ、被告が本件五番一の土地につき一〇億九八九〇万一六九〇円、本件五番六の土地につき一一〇三万三〇一〇円とする価格決定（以下「本件価格決定」という。）をしたもの、なおその価格に不服があるとして、右価格決定のうち平成五年度価格を超える部分の取消しを求めている事案であ

第一 原告の請求
被告が、平成七年六月二日付けでした、原告が納付すべき東京都千代田区三崎町二丁目五番一の土地及び同番六の土地の固定資産税に係る平成六年度の価格決定のう

二 本件価格決定及びそれに至る経緯等
（証拠によつて認定した事実については、
適宜証拠を掲記する。その余の事実は当事
者間に争ひがない。）

1 土地の評価に関する地方税法（以下
「法」という。）の規定等

（一）土地に対する課する基準平米（云々）

ち、同番一の土地について価格一億三十六万九千二八〇円を超える部分、同番六の土地について価格九一万八五〇円を超える部分を取り消す。

〔法〕という。)の規定等
(-) 土地に対して課する基準年度(本件では平成六年度である)の固定資産税の課税標準は、当該固定資産の基準年度に係る賦課期日(当該年度の初日の属する年の一月一日、本件では平成六年一月一日であ

一 事案の概要

る賦課期日（当該年度の初日の属する年の一月一日、本件では平成六年一月一日である。法三五九条）における価格 すなわち「適正な時価」で土地課税台帳等に登録されたものである（法三四一条五号、三四九条一項）。ただし、法三四九条の三以下の課税標準の特例及び平成六年度から平成八

「本件五番六の土地」といい、両土地を併せて「本件各土地」という。)の固定資産税の納稅義務者である原告が、東京都知事が決定し、東京都千代田都税事務所長によつて土地課税台帳に登録された本件各土地

(二) 登録価格の決定に際しての固定資産課税標準の特例及び平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税に関する法附則一七条の二の適用がある場合の課税標準は、登録価格に所定の調整措置を講じたものとされている。

の平成六年度の価格（本件五番）の土地につき「一億五五八万七六四〇円」、本件五番六の土地につき「一二六八万八四四〇円」について、平成五年度価格の約九・二倍であり、時価を超える違法な価格であるとして

(二) 登録価格の決定に際しての固定資産の評価については、自治大臣が、評価の基準並びに評価の実施方法及び手続を定め、告示しなければならないものとされ、固定

卷之三

地、三角地又は不整形地、無道路地若しくは袋地等の状況に従つて所定の補正を加え

(三) 市街地宅地評価法は、いわゆる路線価方式であるが、その場合の宅地の評価手続については「その他の宅地評価法」によつて付設する。

地、三角地又は不整形地、無道路地若しくは袋地等の状況に従つて所定の補正を加える方式（画地計算法）を適用して決定する。各筆の宅地の価格はこの評点数に評点による。各筆の宅地の価額を乗じて算出する。

なお、市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、画地計算法における評

統の概要は、以下のとおりである（評価基準第1章第3節）。

なお、市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、画地計算法における評価基準別表第3の付表等について所要の補正をして、適用するものとされている。

3 平成六年度の評価替えに関する通達等及び補正率に関する通達

(一) 自治事務次官は、平成六年度の評価

都心部等は区分し、各地区について、その主要な街路に沿接する宅地のうちから奥行、間口、形状等の状況が該当地域において標準的なものと認められる標準宅地を選定す

等及び補正率に関する通達

(一) 自治事務次官は、平成六年度の評価
替えに当たり、取扱通達を一部改正する旨
の通知（平成四年一月二二日自治固第三
号、以下「七割評価通達」という。）を各
都道府県知事あてに発した。右通知によれ
ば、上地の平野は気質実例面から求めらる

(2) 路線価の付設
標準宅地について、売買実例価額から正常な条件の下での価格を求め、この価格から適正な時価を求め、その単位地積当たり

号以下「七割評価通達」というのを各都道府県知事あてに発した。右通知によれば、土地の評価は売買実例価額から求める正常売買価格に基づいて適正な時価を評定する方法によるものであるとしていた從前の規定に、宅地の評価に当たつては、地価公示法による地価公示価格、国土利用計画

の適正な時価に基づいて当該標準宅地の沿接する主要な街路について路線価を付設し、主要な街路以外のその他の街路については、近傍の主要な街路の路線価を基礎とし、主要な街路に合致する標準宅地とその

の規定に、宅地の評価に当たつては、地価公示法による地価公示価格、国土利用計画法施行令による都道府県地価調査価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格を活用することとし、これらの価格の一定割合（当分の間この割合を七割程度とする。）を目途とす

他の街路に沿接する宅地との間ににおける宅地利用上の便等の相違を総合的に考慮して、その単位地積当たりの路線価を付設する。

(二) また、自治省税務局資産評価室長は、平成六年度の評価替えに当たり、「平成六年度評価替え（土地）に伴う取扱いについて」と題する通知（平成四年一月二日）とし、これらの価格の「定割合（当分の間この割合を七割程度とする。）」を目途とする旨が付け加えられた。

(3) 各宅地の評価
各筆の宅地の評点数は、その沿接する路線価を基礎とし、各筆について評価の対象とするべき画地を認定し、奥行のある土地、正面と側面あるいは裏面等に路線がある十

は、平成六年度の評価替えに当たり、一平成六年度評価替え（土地）に伴う取扱いについて」と題する通知（平成四年一月二六日自治評第二八号、以下「時点修正通知」という。）を各都道府県総務部長及び

1578号 時報 判例

1578号 時報 判例

日であり、本件についていえば、平成六年一月一日時点における客観的時価をもつて登録価格とすべきこととなる。そして、評価基準の定めも、この理解を前提とするものと解すべく、他の時点をもつて登録価格の算定基準日とする規定を見いだすことはできない。

もともと、法は、市町村長の価格決定をもつとも、法は、市町村長の価格決定を行なうべきものとしている（法四一〇条）ところ、大量に存在する課税対象となる固定資産につき、「適正な時価」を算定する諸手続を考慮すると、約二か月間のうちに評価事務のすべてを行うことは困難である。そうすると、賦課期日における価格算定の資料とするための標準宅地等の価格評定については、賦課期日からこれらの評価事務に要する相当な期間をさかのぼった時点を価格調査の基準日として行なうことを法が禁止しているものとは解されない。しかし、このことは、右価格調査の基準日における価格から比準、算定した価格をもつて賦課期日における価格とみなすことまでを許容するものと解することはできない。

したがつて、価格調査の基準日における価格を基礎として算定した価格では賦課期日における適正な時価を上回ると見込まれるときは、予め想定される価格下落率を折り込んで各固定資産の価格評定事務を遂行することが可能であり、かかる事務処理を法あるいは評価基準が禁止しているものでない。

2 また、時点修正通知は、標準宅地の

質に照らして、課税標準の特例以外にも一般的な負担軽減方法として「適正な時価」を予め控え目に評定することも課税処分の謙抑性に反しない限度で許されるものといふべきである。

4 その意味では、公示価格の算定と同様の評価した標準宅地の価格のおよそ七割をもって、その適正な時価として扱うことは、法の禁ずるものではなく、かかる趣旨において七割評価通達には合理性がある、これに従つた評価は適法というべきである。

5 なお、原告は、時点修正通知及びこれまでに従つた本件評価が平成五年一月一日から賦課期日までの価格変動を考慮していくとして、右通知及び本件評価の違法をいふとして、右通知及び七割評価を経た後の価格をもつて賦課期日における標準宅地の適正価格を基礎とした評価通達を違法である。原告は、七割評価通達を違法であるとするが、適正な時価が客観的時価を意味する以上、減額評価の違法は原告に有利になることはあつても不利となるものではないから、本件価格決定の違法事由とはならない。また、従前の評価額が時価に比例しない。また、従前の評価額が時価に比例するべき低い価格をもつて適正な時価とすべきことが規範的意識となる程に慣習化して著しく低い価格をもつて適正な時価とはできない。そして、客観的時価に比して著しく低い価格をもつて適正な時価とすべきことはできず、さらに、これらの差異は、評価基準等に基づく評価の誤差に吸収されるものとして法の許容するものというべきことになる。

また、七割評価通達の趣旨が公的評価制度における価格の一元化を目指すものであつて、賦課期日までの時点修正を目的とするものでないとしても、評価基準の適用においては、七割評価による修正を経た価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価とされるのであるから、賦課期日における標準宅地の適正な時価の当否は右修正を経

ることなく、時点修正をすべき旨の技術的援助と解されるが、さらに、賦課期日までの価点修正の必要性を否定する趣旨と解することはできない。この点について、平成五年一月一日以降の地価変動の結果は評価額の適法性に影響を与えない旨の見解があるが、評価基準の解釈としてかかる見解が法及び評価基準における算定基準日の理解と異なることは既に説示したとおりであるから、この見解を採用することはできない。

三 評価基準による評価と客観的時価との関係

1 適正な時価の意義を前記のように解すると、土地の適正な時価の算定は、鑑定基準による比準の手続に過誤がないとして評価理論に従つて個々の土地について個別的、具体的に鑑定評価することが最も正確な方法といふことになる。

しかし、課税対象となる土地は全国に大量に存在するから、限りある人的資源を活用しても、これらについて、反復、継続的にそれぞれ一定の時間的制約の中で課税の基礎となるべき価格の評価を実施することが困難であることは明らかである。そこで、法は、これらの諸制約の下における評価方法を自治大臣の定める評価基準によらしめることとし、もつて、大量の固定資産について反復、継続的に実施される評価について、各市町村の評価の均衡を確保するとともに、評価に関与する者の個人差に基づく評価の不均衡を解消しようとしているものということができる。

2 そして、法は、固定資産の評価については、評価基準によることを求めているから、法にいう「適正な時価」とは、評価基準に従つて評定された時価ということにすることはできない。この点について、平成五年一月一日以後の地価変動の結果は評価額の適法性に影響を与えない旨の見解があるが、評価基準の解釈としてかかる見解が法及び評価基準における算定基準日の理解と異なることは既に説示したとおりであるから、この見解を採用することはできない。

三 評価基準による評価と客観的時価との関係

1 評価基準の第1章第3節によれば、本件各土地のよう主として市街地的形態を形成する地域における宅地について、市街地宅地評価法によつて評価する旨が定められている。この評価法は、いわゆる路線価方式による評価法であるが、路線価方式は、大量的宅地を短期間に相互の均衡を考慮しながら評価する方法として使用できることと一般に解されており、評価基準に

された補正等を加えて、対象土地の価格を比較評定するものであつて、宅地の価格に影響を及ぼすべきすべての事項を網羅するものではないから、標準宅地の評定及び評価基準による比準の手続に過誤がないとしても、個別的な評価と同様の正確性を有しないために、評価基準による評価と客観的時価との一致しない場合が生ずることも当然なことは制度上やむを得ないものというべきである。しかし、評価基準による評価が客観的時価とが一致しない場合が生ずることも当然なことは制度上やむを得ないものというべきである。しかし、「適正な時価」とは客観的に觀念されるべき価格であつて、自治大臣の裁量又は市町村長の裁量に属する事項と解することはできず、法が自治大臣の評価基準に委任したもののは「適正な時価」の算定方法であるから、評価基準による評価が時価を下回ったとしても、それが課税処分の譲り受けた限りの範囲にある限り、法の予定するに予定されているものというべきである。

2 そして、評価基準による評価が客観的時価とが一致しない場合には、客観的時価を下回る場合には、客観的時価を下回る価値とが一致しない場合が生じないよう、予め減額してある。しかしながら、評価基準等による評価が時価ではないということになり、客観的時価ではないといふことになり、客観的時価以下の評価については、納税者においても、少なくとも評価額が客観的時価とが一致しない場合が生じることもある。しかし、評価基準等による評価が客観的時価とが一致しない場合が生じることもあるのである。

3 この観点からすれば、標準宅地の適正な時価の算定過程の基礎となる標準宅地の価格について可及的に適正な時価を評定と同様の方法で標準宅地の客観的時価を算定し、価格形成要因の主要なものに関する誤差の是正方法として合理的な方法で評価する技術的方法と基準を規定するものと、標準宅地の価格について調整を加えることもできる。

4 さて、標準宅地の選定、標準宅地の価格との均衡及び標準宅地の評価額から対象土地への比準の方式が評価基準及び市町村長の補正に関する基準（取扱要領等）に従つたものであるかどうか（基準適合性）、第二に、右評価基準等が一般的に合理性を有するかどうか（基準の一般的合理性）、第三に、評価基準による評価の基礎となる数値、すなわち、標準宅地の価格が賦課期日における適正な時価であるかどうか（標準宅地の価額の適正さ）が審理されるべきである。

5 なお、既に説示したとおり、評価基準による評価が複数の評価要素の積み重ねを通じて結論において「適正な時価」に接近する方法であることをからすると、評価基準に定める個別の評価要素が具体的な土地の特性に照らして適切さを欠くとみえる場合があるとしても、一般的に合理的とされる大数的評価の不正確さを指摘する点も、七割評価をもつて評価誤差を吸収することができないと指摘するものであつて、結局、いときは、これを違法とすることはできない。

6 そして、評価基準による評価が客観的時価との不一致の程度の個別的差異を許容していることに照らせば、右事情があるとしても、なお、評価基準等に合致した右評価は公平の原則に適合するものといふべきである。

7 しかし、第一から第三までの点が立証されたとしても、結果としての登録価格が賦課期日における対象土地の客観的時価を上回るときは、評価基準等は該当土地の具体的な「適正な時価」の評定方法として機能せず、法が客観的時価の算定方法を委任した趣旨を全うしていないことになるから、登録価格が賦課期日における対象土地の客観的時価を上回るときは、その限度で登録価格の決定は違法であるということになる。

8 五 評価基準等における市街地宅地評価法の一般的合理性

9 本件評価が評価基準等に従つたものであることは、既に示したところから明らかである。以下では、本件事案に即して、評価基準等における一般的合理性を判断する。

おいて路線価方式を採用したことには一般的に合理性があるということができる。

における各街路の路線価は、売買実例価額を基礎として、街路の状況、公共施設等の接続の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便益及び各街路の路線価の均衡等を総合的に考慮して決める旨定めているが、そのような定めは鑑定評価理論と矛盾するものではなく、客観的時価への接近方法としても合理性を有するものということができる。そして、評価基準の面積計算法の付表等を含むその他の点についても、宅地を

評価する基準・方法として合理性を欠くこというべきような事情も見当たらない。したがつて、評価基準における市街地宅地評価法は、全体として「適正な時価」への接近方法として合理的であって、法の委任の趣旨に従つたものであるということができ

2
前言第二の二(一)で掲示したとおり、東京都特別区においては取扱要領を定めているが、△証拠略△によれば、取扱要領は、評価基準に従つてより具体的に価格の算定方法を規定したものと認められる。すなわち、宅地の評価は、市街地宅地評価法によるものとし、評価基準と同様の路線価方式によって算定することを規定しているほか、評価基準第1章第3節二(一)4の規定に基づき、画地計算法の付表等についてより細かい補正率を定めたり、都市計画街路・都市高速鉄道補正率のように評価基準には規定されていない補正率を規定していく

八、一一、一二、一六、二〇、二二、二七)についての平成五年価格の合計が一億〇八〇〇万円、平成六年価格の合計が七三・九五万円であつて、その下落率は約三一・五三パーセントであつたこと、右一〇地点の各地点ごとの下落率の平均が約三一・九五パーセントであつたこと、本件標準宅地甲の価格算定の基礎とされた標準地番号千代田五一一六の平成五年価格が一〇二〇万円、平成六年価格が六九〇万円であつて、その下落率は約三二・三五パーセントであつたこと、本件標準宅地乙(標準地番号千代田五一二〇)の平成五年価格が八〇二〇万円、平成六年価格が五三〇万円であつて、その下落率は三三・七五パーセントであつたことが認められる。そうすると、千代田区全体の商業地の下落率よりも本件標準宅地甲の周辺地域における下落率が高かつたことになるから、本件標準宅地甲の客観的価値は、平成五年一月一日から平成六年一月一日までに三三パーセント下落したものと推認するのが相当である。また、本件標準宅地乙の下落率は右のとおり三三・七五パーセントであった。

平成五年一月一日までの価格変動に応じた修正を施した価格の七割をもつて標準宅地の適正な時価としたことは既に掲示したおりであり、『証拠略』によれば、平成四年七月一日における正常価格の認定及び平成五年一月一日までの価格変動に応じた修正は合理的なものと推認される。

るのである。また、取扱要領の画地計算法の付表等を含むその他の点についても、宅地を評価する基準・方法として合理性を欠くべきような事情は見当たらない。

したがつて、取扱要領における市街地宅地評価法も、全体として「適正な時価」への接近方法として合理的であつて、法及び評価基準に従つたものであるということがで

3 都市計画施設予定地に決定されると建築制限を受けることになるが、それによつて当該土地の価格にどの程度の影響を与えるかについては、当該土地の最有效使用の方法、当該土地の特性及びそれらの地域における土地利用の特性、建築規制を受け部分の面積と受けない部分の面積との比率等の様々な要素によつて決まることになる。評価基準はこの点についての定めを置かないが、補正率通達は、都市計画施設予定地に係る減価補正率の上限を三割としたものであるが、評価基準においては不整形地や無道路地の場合の減価補正率の上限を三割としていること、△証拠略△によれば、相続税法上の取扱いにおいて、都市計画道路予定地については、予定地に該当する部分についてのみ三割の減価をしていることが認められることに加え、右のとおり建築制限が価格に及ぼす影響は様々であることがからすると、上限を三割とした補正率通達が客観的時価への接近を阻害するような不合理なものであるということはできない。そうすると、減価補正率の上限を三割としている取扱要領付表13についても、一

しかし、本件標準宅地甲、乙の平成五年一月一日から賦課期日までの価格変動が三割を超えることからすると、時点修正、七割評価を含めた評価基準等の一般的な合理性が肯定できるとしても、このことをもつて本件における本件標準宅地甲、乙の価格が賦課期日における適正な時価であつたと推認することはできない。

したがつて、七割評価で解消することができない価格変動分を解消するための価格修正要素が付加されている等、特段の事情がない限り、本件での本件標準宅地甲、乙の価格を評価の基礎としたことは違法といふべきである。そして、本件において右端の事情を認めることはできない。

七 本件各土地の適正な時価について

1 本件においては、標準宅地甲の賦課期日における適正な時価を直接証する資料はないが、その平成四年七月一日の一平方メートル当たりの価格一四九〇万円及び平成五年一月一日までの時点修正率一二・一パーセントは適正と認められ、その後の賦課期日までの時点修正率が三二パーセントであることは右に認定したとおりであるから、平成六年一月一日における標準宅地甲の平成六年一月一日の一平方メートル当たりの価格は八九〇万六〇二八円であったと推認することができ、右推認を覆すに足りる証拠はない。

また、標準宅地乙の平成六年一月一日の公示価格は五三〇万円であった。

2 評価基準は、賦課期日における標準宅地の適正な時価に基づいて、所定の方程式

一般的な合理性を有するものということがで
き、被告が右取扱要領付表13を適用して本
件各土地の評価をしたとしても、その評価
が違法になるということはできない。

原告は、一般に都心の高度商業地の地価
は、実効容積率の多寡、すなわちその土地
に延べ面積でどれだけの広さの建物を建て
ることができるかによつて決定的な影響を
受け、地価は実効容積率に正比例して形成
されるから、上限を三割とするることは著し
く不合理であると主張し、これに沿う甲七
号証、八号証及び証人森田義男の証言（以
下「森田証言」という。）によれば、本件

各地については、実効容積率の多寡に加えて、本件各土地の周辺地域の賃料水準に基づく各階ごとの使用価値の違い（階層別効用比率）、有効面積の割合（レンタブル比）を併せて考慮すると、建築制限による減価率は約五七・一パーセントに達する旨が窺われる。しかし、容積率ないし実効容積率の多寡が都心の商業地の重要な価格形成要因であるとしても、前述のとおり、地価は最有效使用方法や他の価格形成要因との相関関係において形成されるものであるから、実効容積率と地価とが正比例すると断定することはできないし、森田証言によれば、甲八号証中の階層別効用比率の基礎とした賃料水準の調査は、二、三箇所を対象としたにすぎず、しかも、右調査対象地点としたにすぎず、しかも、右調査対象地点は本件各土地の周辺地域内の地点ではなかつたというのであって、建築制限による減価率が五七・一パーセントになるという結論を採用することはできず、かえつて評価をすべきことになる。

一月一日時点における適正な時価は、本件五番一の土地について一〇億七四四七万九三八一円、本件五番六の土地について一〇七八万七八一二円とするのが相当である。そうすると、本件価格決定は、右価格を上回っているから、違法な決定であるといわざるを得ない。

八 審査委員会の違法な決定と取消判決の関係について

本件価格決定は、評価基準等による賦課期日における適正な時価を上回る点で違法であり、取り消すべきことになるが、どの範囲で取り消すべきかが問題となる。法は、審査委員会が審査決定をした場合における登録価格等の修正手続を規定しているが（法四三五条）、確定判決があつた場合の手続を規定していないから、裁判所としては、審査委員会の審査決定に違法がある場合には、常に審査決定の全部を取り消して、審査委員会に審査決定を行わせたうえで改めて登録価格等の修正手続をとらせるべきであるという見解も成り立つ。しかししながら、本件訴訟は課税処分の適否ではなく、本件価格決定に係る登録価格の適否を判断するものであつて、適正な時価を超える部分のみを取り消す一部取消判決をしたとしても、取消判決の拘束力（行政事件訴訟法三三条一項）によつて、市町村長は審査決定と同様の措置をとることが義務付けられるのであつて、改めて審査委員会の審査決定を介在させる必要性はないし、介在させないことによつて特に不都合が生ずることも考えられない。そうすると、違法の理

